

社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定

日本国及びスペイン（以下「両締約国」という。）は、
社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

(a) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スペインについては、スペイン民法にいうスペイン国民

(b) 「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

スペインについては、次条2に掲げる給付に影響を及ぼす法律及び規則

(c) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

スペインについては、労働移民省

(d) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スペインについては、スペインの法令の実施に責任を有する機関

(e) 「保険期間」とは、いずれか一方の締約国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づいて考慮されるその他の期間をいう。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

(f) 「給付」とは、いずれか一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与え

られている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。

- (a) 国民年金（国民年金基金を除く。）
- (b) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）
- (c) 国家公務員共済年金
- (d) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）
- (e) 私立学校教職員共済年金

（b）から（e）までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

2 スペインについては、次の給付に関する拠出制の社会保障制度及び国家年金制度について適用する。

(a) 退職給付

(b) 労働災害又は職業上の疾病に起因しない永久障害給付

(c) 労働災害又は職業上の疾病に起因しない死亡及び遺族給付

労働災害及び職業上の疾病に起因する給付については、専ら第十一条に定めるところによる。

ただし、(a)から(c)までに掲げる給付には、特別の法令によつて認められるスペイン市民戦争又はその結果による犠牲者のための給付を含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、いずれか一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。

第四条 待遇の平等

前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。ただし、この規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げる

ものではない。

第五条 海外への給付の支払

1 一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の法令の規定は、他方の締約国の領域内に通常居住する者については、適用しない。ただし、この規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

2 一方の締約国の法令による給付は、第三条に規定する者であつて第三国の領域内に通常居住するものに対しては、当該一方の締約国の国民と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれか一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令の

みを適用する。

第七条 特別規定

1 (a) 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇業者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その雇用に関し、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b) (a)に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

(c) (a)の規定は、雇業者により一方の締約国の領域から第三国の領域に派遣されていた被用者が、その後、当該雇業者により当該第三国の領域から他方の締約国の領域に派遣される場合にも適用される。

2 (a) 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、通常当該一方の締約国の領域内において自営業者

として就労する者が、他方の締約国の領域内において自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、当該自営活動に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

(b) (a)に規定する自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対して(a)に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。

第八条 海上航行船舶又は航空機において就労する被用者

1 両締約国の法令の適用を受ける者が一方の締約国の旗を掲げる海上航行船舶において被用者として就労する場合には、当該者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。この1の規定にかかわらず、当該者が他方の締約国の領域内に事業所を有する雇用に雇用される場合には、当該者については、当該他方の締約国の法令を適用する。

2 国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇

用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内において就労するために派遣され、かつ、1に規定する条約に基づき当該他方の締約国の法令の適用が免除されない場合には、その就労に関し、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十一条 労働災害又は職業上の疾病に関する特別規定

1 第七条1又は前条の規定に従うならば日本国の法令のみが適用されることとなる被用者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該被用者が就労するスペインに所在する事業体は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。

2 第七条2又は前条の規定に従うならば日本国の法令のみが適用されることとなる自営業者については、労働災害及び職業上の疾病に起因する給付に関するスペインの法令を適用する。したがって、当該自営業者は、スペインの法令に従って保険料を納付する責任を負う。

第十二条 随伴する配偶者及び子

日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条2及び第十条の規定に従つてスペインの法令の適用を受けるものに随伴する配偶者又は子については、

(a) 当該配偶者又は子が日本国民以外の者である場合には、日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この(a)の規定は、適用しない。

(b) 当該配偶者又は子が日本国民である場合には、日本国の法令の適用の免除は、日本国の法令に従つて決定する。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び前条の規定は、いずれか一方の締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部 給付の規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 保険期間の通算

1 日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、スペインの法令による保険期間を考慮する。ただし、この規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、

(a) スペインの法令による保険期間は、日本国の被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

(b) スペインの法令により次の(i)又は(ii)の期間として認められた保険期間は、日本国の厚生年金保険における同種の作業に従事した期間として考慮する。

(i) 鉱山において常時の坑内作業に従事した期間

(ii) 海上航行船舶において被用者として就労した期間

第十五条 障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がスペインの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの1の規定を適用せずとも確立される場合には、この1の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者について

は、1に規定する要件は、日本国の法令に従って、一の被用者年金制度について満たされたものとみなす。

第十六条 給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2 障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3 日本国の被用者年金制度の下での障害給付及び遺族給付（当該制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される当該給付の額が当該定められた期

間に基づいて計算されるものに限る。) に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びスペインの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4 2及び3の規定による日本国の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関し

ては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第二章 スペインの給付に関する規定

第十七条 保険期間の通算

スペインの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を要件としている場合において、スペインの実施機関は、当該権利を確立するために必要な範囲内で、日本国の法令による保険期間をスペインの法令による保険期間と同様に考慮する。ただし、当該日本国の法令による保険期間がスペインの法令による保険期間と重複しないことを条件とする。

第十八条 給付の権利を確立するための特定の要件

1 スペインの法令が、この章の規定に従って給付を受ける権利を確立するために被用者又は自営業者が給付の支給事由となる事実の発生時点においてスペインの法令の適用を受けていたことを要件としている場合において、当該被用者又は自営業者が、その時点において日本国の法令によって保障されているとき又

は保障されていなくても当該被用者若しくは自営業者の保険期間に基づいて日本国の法令による年金たる給付を受けているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。遺族給付を受ける権利を確立するに当たり、当該遺族給付の支給事由に係る被保険者又は年金受給者の要件は、第一文に規定する方法と同様の方法で考慮される。

2 スペインの法令が、給付を受ける権利を確立するために、当該給付の支給事由となる事実の発生時点の直前の一定期間内において一定の保険期間を有していることを要件としている場合において、日本国の法令による給付を受ける権利が確立された時点の直前の当該一定期間内に当該一定の保険期間を有しているときは、当該要件は、満たされたものとみなす。

3 スペインの法令に含まれる給付の減額、停止又は取消しに関する規定は、年金受給者が就労している場合には、その就労が日本国内において行われているときであっても、適用される。

第十九条 給付の計算

両締約国の法令の適用を受けていた者は、次の1から3までの規定に従いスペインの法令による給付を受ける権利を与えられる。

1 スペインの実施機関は、スペインの法令による保険期間のみに基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受けると決定した場合には、その給付の額を計算する。

2 スペインの実施機関は、第十七条及び適用可能な場合には前条の規定に基づいて、当該者が給付を受ける権利を有するか否かを決定し、及び当該給付を受けると決定した場合には、その給付の額を次の(a)から(c)までの規定に従って計算する。

(a) 両締約国の法令による被保険者のすべての保険期間がスペインの法令による保険期間であるとした場合に支給される給付の額を計算する。

(b) (a)に規定する給付の額は、給付の支給事由となる事実が発生した時点までに有していた両締約国の法令による保険期間の合計に対する当該時点までに有していたスペインの法令による保険期間の比率によつて調整される。

(c) スペインの法令が満額の年金を認めるために一定の保険期間を有することを要件とする場合において、スペインの実施機関は、満額の年金を認めるために必要な範囲に限り、日本国の法令による保険期

間を考慮する。この(c)の規定は、保険期間に基づくことなく額が定められる給付については、適用しない。

3 スペインの実施機関は、1及び2の規定の適用により給付を受ける権利が確立された場合には、受給者にとって一層有利な給付の額を確認し、及び支払う。

第二十条 特定の職業に関する特別規定

スペインの法令が、特別制度の適用を受ける職業又はある特定の職業における保険期間を有することに よって利益を与えることを規定している場合において、日本国の法令による保険期間は、対応する職業の保険期間として認められるときに限り、当該利益を与えるために考慮される。

第二十一条 労働不能の程度の決定

1 スペインの実施機関は、適正な永久障害給付を認めることを目的として、スペインの法令に従って障害の程度を評価し、及び決定する。

2 1の規定を適用するに当たり、スペインの実施機関は、日本国の法令に基づき日本国の実施機関が所有し、かつ、第二十五条の規定に従って伝達された医療情報及び行政上の情報を考慮する。この2の規定

は、スペインの実施機関が、その費用で、被保険者に対し、当該実施機関によって選ばれた医師による追加的な診察を受けることを求めることを妨げるものではない。

第二十二條 給付の計算基礎

1 スペインの実施機関は、スペインの法令に従って給付の計算基礎を決定する。

2 拠出制の社会保障制度の下での給付については、第十九条2の規定の適用に当たって用いられる給付に関する計算基礎を決定するため、次の(a)及び(b)の規定を適用する。

(a) 第十九条2(a)に規定する給付の額は、最後にスペインの社会保障の保険料を拠出した時の直前の期間における被保険者による実際の保険料の基礎を用いて計算する。

(b) 給付の額は、類似の種類 of 給付について翌年からそれぞれ適用される増額に応じて増加する。

3 国家年金制度の下での給付については、

(a) 千九百八十五年一月一日以降適用される法令に基づいて認められた給付の計算に用いられる計算基礎を決定するため、次の(i)及び(ii)の規定を適用する。

(i) 日本国の法令による保険期間は、当該保険期間に最も近い時点の国家年金制度による保険期間と同

様に扱う。

(ii) 永久障害年金又は遺族年金の支給事由となる事実の発生した時点において公務員が国家年金制度に加入していた場合又はそれに準ずる状態にあった場合には、当該公務員が退職年齢又は強制退職年齢に達するまでに必要な年数に限り、国家に対する有効な就労期間として計算する。

(b) 千九百八十四年十二月三十一日において適用されていた法令による給付については、日本国の法令による保険期間は、当該給付を受ける権利を確立するため、及び適当な場合には、年金額の計算に用いられる就労年数の決定のために考慮されるが、給付の計算基礎を決定するためには考慮されない。

第二十三条 一年未満の保険期間

第十九条2に規定する場合において、スペインの法令による保険期間の合計が一年に満たないときには、スペインの実施機関は、スペインの法令に基づく給付を認めない。

第四部 雑則

第二十四条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の取決めについて合意する。
 - (b) この協定の実施のために連絡機関を指定する。
 - (c) 自国の法令その他の事項の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関するすべての情報をできる限り速やかに相互に通報する。
- 2 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために相互に援助する。この援助は、無償で行う。

第二十五条 情報の伝達及び秘密性

- 1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法律及び規則に従って他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。当該他方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、この協定を実施する目的のためにのみ使用する。
- 2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づいて、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報であって、1に規定する情報以外

のもの（当該他方の締約国の法令の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従って、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができ、当該他方の締約国の法律及び規則により特に必要とされない限り、当該情報は、当該他方の締約国の法令を実施する目的のためにのみ使用する。

3 一方の締約国が受領する1及び2に規定する情報は、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則によって規律される。

第二十六条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十七条 両締約国間の連絡

1 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、この協定の実施に必要な場合には、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、直接連絡することができる。この連絡は、日本語又はスペイン語により行うことができる。

2 この協定の実施に際して、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語又はスペイン語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十八条 申請、不服申立て及び申告

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従って取り扱う。

2 この条の規定が適用される場合には、給付の申請、不服申立てその他申告が提出された一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該給付の申請、不服申立てその他申告の受理の日を明示し、これを遅

滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

第二十九条 給付の支払

1 いずれの締約国の実施機関も、いずれか一方の締約国の通貨により、この協定に基づく給付の支払をすることができる。

2 いずれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を可能とするために必要な措置について、直ちに協議する。

第三十条 意見の相違の解決及び合同委員会

1 この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、関係のある事項に責任を有する日本国の当局とスペインの権限のある当局との間の協議により解決する。

2 両締約国は、両締約国の権限のある当局及び実施機関の代表者で構成される合同委員会を設置することができる。当該合同委員会は、この協定の実施状況を監視する責任を負う。当該合同委員会は、いずれか一方の締約国の要請により、日本国又はスペインのいずれかにおいて必要に応じて会合する。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十一条 この協定の効力発生前の保険期間、事実及び決定

- 1 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の保険期間を考慮する。
- 2 この協定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、この協定の効力発生前の事実を考慮する。
- 3 この協定は、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。
- 4 第七条1(a)及び2(a)の規定の適用に当たっては、この協定の効力発生の日の前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1(a)に規定する派遣の期間及び同条2(a)に規定する自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 5 この協定の効力発生前に一方の締約国の法令に基づいて認められた給付又は拒否された給付については、関係者の要請に基づき、この協定の規定の適用により見直すことができる。ただし、スペインについては、この協定の効力発生前に支払われた一時金については、見直さない。
- 6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの法律上及び憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 有効期間及び終了

1 この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面による協定の終了の通告を行う月の後十二箇月目の月の末日まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従って終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年十一月十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。

日本国のために

中曾根弘文

スペインのために

A・ロサーダ・T